

はやま三ヶ岡山緑地 整備・管理計画

2024（令和6）年3月
神奈川県横須賀土木事務所

構 成

はじめに	2
第 1 章 はやま三ヶ岡山緑地の概要と特性	3
1－1 はやま三ヶ岡山緑地の概要	
1－2 公園の特性	
1－3 重点的な課題	
第 2 章 公園のめざす姿と重点的な目標	9
2－1 公園のめざす姿	
2－2 今後 10 年間を見据えた重点的な目標	
第 3 章 取組方針	12
3－1 管理運営方針	
3－2 安全・安心な公園への方針	
3－3 ゾーン別の方針	
3－4 整備の方針	

はじめに

「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、今後 10 年間で、はやま三ヶ岡山緑地において重点的に取り組む整備と管理の目標と取組方針などを定めたものが、「はやま三ヶ岡山緑地 整備・管理計画」です。この計画では、はやま三ヶ岡山緑地の特性を整理するとともに、公園の特性や社会状況を踏まえて今後 10 年間で特に配慮すべき課題を整理した上で、公園の目指す姿とその実現に向けた重点的な目標と、整備・管理・運営方針などを定めています。

県立都市公園では、公園管理者、指定管理者、関係団体、公園利用者など、多様な主体により整備や管理、運営が行われていますが、この計画により、それぞれの主体が効果的・効率的な取組の展開につなげていけるよう、公園に関わる様々な人たちが、公園の特性や目指す姿、取組方針などを共有するために活用していきます。

また、計画に掲げられた目標の達成状況や各取組の進捗状況や社会状況を踏まえ、おおむね 5 年を目安に、必要に応じて見直しを行っていきます。

【参考】神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針

整備と管理の方向性について、5つの視点から 10 の施策の方向性と 24 の施策の展開による体系を示しています。

視点	施策の方向性	施策展開の具体例
Ⅰ 自然環境の保全と活用	(1)生態系や生物多様性の保全	①自然環境情報の共有と整備・管理方法への反映
		②外来生物対策や自然植生復元などの動植物の生息環境づくり
	(2)地球環境問題等への地域からの対応	③環境学習フィールドとしての機能向上
		④環境負荷軽減の推進と都市生活環境問題へのアプローチ
Ⅱ 災害対応の推進	(3)緊迫する自然災害への対応	⑤より具体の発災時想定に基づく連携対応強化による防災力の向上
		⑥様々な災害に対応する防災施設の整備
Ⅲ ユニバーサルデザインの推進	(4)誰もが安全・安心にすごせる公園づくり	⑦安全で安心な公園のための施設の整備と管理
		⑧ユニバーサルデザインの推進
		⑨誰もが楽しめる利用・健康増進プログラムや憩いの空間の提供
Ⅳ 地域活性化への貢献	(5)歴史や文化の継承と創造	⑩歴史資源や伝統行事の継承
		⑪地域文化を育む舞台となる公園づくり
	(6)地域と一体となった魅力の向上	⑫周辺施設や観光資源とのネットワーク
		⑬地域活性化の推進
Ⅴ 効率的で効果的な公園整備とサービス	(7)質の高いサービスの提供	⑭風景美術館を目指した景観づくり
		⑮指定管理者制度の効果的運用
		⑯ニーズ把握を踏まえた施設・サービスの充実
	(8)多様な主体との連携	⑰広報、情報発信等の工夫
		⑱連携の多様化
		⑲民間活力の利用（Park-PFI等の活用）
	(9)既存公園の再生	⑳連携のための仕組みの推進
		㉑公園施設長寿命化計画の策定と更新
	(10)都市の魅力を高める都市公園整備の着実な推進	㉒公園再生の着実な推進
		㉓都市公園の着実な整備の推進
		㉔国と連携したみどりの拠点整備

第1章 はやま三ヶ岡山緑地の概要と特性

1-1 はやま三ヶ岡山緑地の概要

(1) 所在地 : 三浦郡葉山町堀内、一色

(2) 都市計画の概要

	日付	面積
当初	1967(昭和42)年3月29日※	33.2ha

※「首都圏近郊緑地特別保全地区」に係る都市計画

(3) 都市公園の開設の概要

ア 都市公園の開設

	日付	面積
当初	1997(平成9)年7月13日	29.6ha

イ 公園種別 都市林

(4) 位置図



(5) 航空写真



— 公園区域

(6) 公園の主な施設

西峰疎林広場、西2峰広場、山頂広場、東2峰広場、東峰広場、休憩所、ベンチ、展望デッキ

(7) 利用状況

5年平均	4月	5月	6月	7月	8月	9月
(H27～R01)	1,200	1,300	1,200	800	800	800
合計(人)	10月	11月	12月	1月	2月	3月
12,900	900	1,200	1,000	1,400	1,000	1,300

※春の行楽期の利用が多い。

(8) 主なイベント開催状況（詳細は資料編参照）

近隣の町立公園や美術館などと連携したスタンプラリーや公園内ハイキングなどが行われている。

【はやま三ヶ岡山緑地概要図】



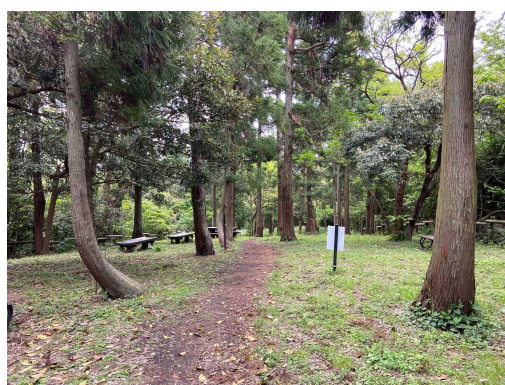
1-2 公園の特性

(1) 公園の成り立ち

三ヶ岡山は、1967（昭和 42）年、首都圏近郊緑地特別保全地区に指定され、緑の保全がなされた場所です。その後、同指定の法令による買入れ制度に基づき、全体の 3 / 4 が公有地化されたこと、また、緑地を取り巻く社会環境の変化から「人との関わりを図りながら保全すること」が重要視され、緑地保全を前提とした「ふれあい施設整備」が始まり、その後、都市公園法による「都市林」として開設しました。

(2) 公園の特性

優しく曲線を描く緑の山は、葉山町の市街地の背景になっており、町のシンボルとなっています。常緑樹を主体とした樹林地からなり、三浦半島在来の動植物が豊富で、四季を通じて自然観察を楽しめます。三つの峰が続く尾根筋沿いには園路や広場が整備されており、富士山や相模湾をはじめ、冬の晴れた日には、遠く箱根や丹沢山地の眺望が楽しめます。2005（平成 17）年には「関東の富士見百景」に選定され、多くのハイカーが訪れています。



(3) 公園特性の全体把握表

「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」に示す特性項目により、はやま三ヶ岡山緑地の特性を整理します。

特性	特性項目	公園の状況
自然	① 緑地	三ヶ岡山は、周辺の宅地化が進む中に残された良好な樹林地で、1967（昭和 42）年に「首都圏近郊緑地特別保全地区」に指定され、緑地として保全されてきた。
	② 生態系	常緑樹を主体とした良好な一団の樹林があり、林床植物も豊かで蝶などの昆虫や野鳥なども多く生息している。
	③ 地形状況	相模湾に面した独立峰で、東西に三つの峰が連続している。尾根上は緩やかな勾配だが、それ以外は多くが急斜面となっている。
防災	④ 防災	葉山町で示している、津波ハザードマップにおいて、はやま三ヶ岡山緑地は、「三ヶ岡山緑地津波避難路」として記載されている。
歴史文化保有状況	⑤ 歴史	－
	⑥ 文化	－
交通状況	⑦ 交通アクセス	最寄り駅「逗子駅」「逗子・葉山駅」 各駅からバスあり。
	⑧ 駐車場容量	－
周辺状況	⑨ 2km圏内（徒歩）	小規模な市街地と市街地を取り巻くように山地が広がっている。圏域人口は約 2 万人。
	⑩ 10km圏内（乗り物）	北から南に連なる低山地を挟んで、東側は横浜市金沢区から横須賀市にかけて市街地が連坦している。西側は市街地と山地が入り組んでいる。圏域人口約 63 万人。
レクリエーション施設	⑪ レクリエーション	展望の良い散策路
利用者	⑫ 利用者数	年間約 1.3 万人
	⑬ 利用者ニーズ	ハイキング
	⑭ イベント	スタンプラリー、ハイキング、ワークショップ
開園時期	⑮ 開園時期	1997（平成 9）年の開園。
住民参加	⑯ 住民参加	－

(4) 本公園の魅力

公園の概要と特性を踏まえ、本公園特有の魅力を抽出すると、以下のとおりです。

① 三浦半島を特徴づける常緑照葉樹林の森

本公園は、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とした都市公園で、三浦半島を特徴づけるシイ・タブ・カシ林を中心とした植生となっており、クヌギ・コナラを主体とした里山林とは異なった自然環境であることが魅力です。

② 優れた眺望景観と豊かな自然

本公園は、動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を主な目的とした都市公園で、最小限の施設が整備されています。尾根沿いに整備された「3つのハイキングコース」では、季節の草花や様々な昆虫、野鳥を見ることができます。

また、東峰広場、山頂広場、展望デッキなどからは、富士山、丹沢山地、一色海岸や大浜海岸、相模湾を一望できる展望の良さが魅力です。2005（平成17）年には「関東富士見百景」（国土交通省関東地方整備局選定）に指定されています。

1-3 重点的な課題

基本方針に示した、県立都市公園が抱える8つの課題の中で、はやま三ヶ岡山緑地において、今後10年間、特に配慮が必要な課題を次のとおり設定します。

課題1 効率的で効果的な公園整備と維持管理

開園から約20年が経過し、施設の老朽化が目立っています。良好なハイキング環境の維持のため、園路や休憩施設など、安全で安定した利用環境を継続して提供する必要があります。また、樹木の大木化及び密林化により、植生の単一化や斜面崩落の恐れが生じていることや、生物多様性の観点からも、適切な樹林地管理が必要となっています。

課題7 周辺資源との機能連携や情報発信の工夫を通じての地域活性化への貢献

樹林地に覆われ、豊かな自然が広がることから、自然観察など自然に親しむ活動に好適な環境です。さらに地域の関係機関や団体と一層の連携を通じて、様々な自然体験を提供する場として工夫することにより、地域の賑わいに資することが望まれます。

【参考】今後の県立都市公園の整備・管理に係る課題（「基本方針」より）

課題1	効率的で効果的な公園整備と維持管理
課題2	県立都市公園の整備・管理の新たな指標の確立
課題3	サービス水準の確保と更なる向上
課題4	持続可能な社会の実現への更なる取り組み
課題5	大規模な自然災害への具体的で実効性のある対応
課題6	高齢者、障がい者など誰もが楽しめる公園づくり
課題7	周辺資源との機能連携や情報発信の工夫を通じての地域活性化への貢献
課題8	県民、NPO、民間事業者など多様な主体との協働・連携の推進

第2章 公園のめざす姿と重点的な目標

2-1 公園のめざす姿

三ヶ岡山は、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与するため、その良好な自然から首都圏近郊緑地特別保全地区に指定されている場所です。

その良好な自然環境は、葉山地域だけではなく、三浦半島全体としても重要な場所となっています。このような自然は、ハイキングなどにより身近に触れ、体験できる場所でもあります。また、樹林に覆われた三ヶ岡山は、地域のランドマークにもなっています。

一方、施設の老朽化などに課題が生じています。このような課題に対応し、誰もが安全、安心して利用できる公園管理に取り組むとともに、市街地の中の貴重なオープンスペースとして、防災面での役割も果たして行きます。

はやま三ヶ岡山緑地は、良好な自然環境を保全しながら、身近に自然に触れる場所として安全に、そして、地域のシンボルとして活用される公園をめざします。

【はやま三ヶ岡山緑地のめざす姿】

- 地域のランドマークとして樹林地の保全を図るとともに、身近な「山」の自然に触れる場及び眺望を楽しむ場を提供する
- 地域の観光振興を促進する一拠点となるよう、周辺の観光施設との連携を高めていく

2-2 今後10年間を見据えた重点的な目標

はやま三ヶ岡山緑地のめざす姿を実現するため、基本方針の施策体系（視点、施策の方向性、施策展開の具体例）から、次のとおり今後10年間を見据えた重点的な目標を設定します。

目標の達成にあたっては、公園の管理者である県、指定管理者だけではなく、葉山町や県民の方々、民間企業など、多様な主体との協働により進めることとします。

【目 標】 首都圏近郊緑地特別保全地区としての自然環境の保全

自然環境と景観及び生物多様性に配慮した樹林地の適切な管理を行うことで、生態系と景観の保全に取り組み、三ヶ岡山のみどりの大切さを普及啓発します。

- 【施策体系】・視点 I 自然環境の保全と活用
 - ・施策の方向性 (1) 生態系や生物多様性の保全
 - ・施策展開の具体例 ①自然環境情報の共有と整備・管理方法への反映

【目 標】 自然環境への理解を深める機会の提供

美術館等の周辺施設、教育機関と連携し、自然体験や環境学習等のプログラム提供に取り組めます。

- 【施策体系】・視点 I 自然環境の保全と活用
 - ・施策の方向性 (2) 地球環境問題等への地域からの対応
 - ・施策展開の具体例 ③環境学習フィールドとしての機能向上

【目 標】 地域との連携による、地域全体の魅力の向上

緑地の保全を考慮しながら、既存のイベントの継続と新たなイベントの誘致などを通じた地域連携の推進に取り組めます。併せて、地域全体での行事開催状況などを踏まえ、閑散期の公園利用促進も兼ねた賑わい創出に取り組めます。

- 【施策体系】・視点 IV 地域活性化への貢献
 - ・施策の方向性 (6) 地域と一体となった魅力の向上
 - ・施策展開の具体例 ⑫周辺施設や観光資源とのネットワーク

【目 標】 安全な利用環境の提供

樹木が成長し密生化し、弱った樹木による枯れ枝、倒木が来園者に当たらないよう、日常的な点検や適宜伐木・伐採するとともに、法面对策等に取り組めます。

- 【施策体系】・視点 III ユニバーサルデザインの推進
 - ・施策の方向性 (4) 誰もが安全・安心にすごせる公園づくり
 - ・施策展開の具体例 ⑦安全で安心な公園のための施設の整備と管理

【目 標】 老朽化した施設の計画的な更新

事後的な補修から予防保全的な維持管理への転換を推進し、施設の維持管理に要する負担を平準化するとともに、ライフサイクルコストの低減を図るため、「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設の計画的な更新を行います。

なお、長寿命化計画は必要に応じて適宜見直し、予防保全的な補修だけでなく、機能向上や維持管理経費の削減に着目した施設の再生や、消防設備等インフラ施設の改修にも取り組みます。

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| { | 【施策体系】・視点 | Ⅴ効率的で効果的な公園整備とサービス |
| | ・施策の方向性 | (9) 既存公園の再生 |
| | ・施策展開の具体例 | ㊦公園長寿命化計画の策定と更新 |

第3章 取組方針

今後10年間を見据えた目標を実現するため、利用者へのサービスの向上を念頭に、管理や整備に関わる取組方針について、安全・安心への取組にも考慮し、次のとおり定めます。

3—1 管理運営方針

(ア) 基本方針

優れた景観を有した緑地として、適切な植物管理や清掃管理等を行います。

(イ) 自然環境保全方針

緑地全域が、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全するための首都圏近郊緑地特別保全地区であることから、現状の自然を、持続的に保全・育成していくため、適切な樹林地管理を行います。

(ウ) 運営方針

運営において留意すべき事項は次のとおりです。

- 広報や情報発信等の工夫を行い、利用者と双方向のコミュニケーションを図りながら、利用促進に必要な取組を管理運営に反映します。
- 自然観察・ハイキング等の徒歩利用のみとし、安全・安心して楽しく快適に利用できる管理運営を行います。
- 相模湾、富士山等を望むことのできる優れた景観を生かした管理運営を行います。
- 公園をフィールドとして活動する多様な人材と、ネットワークの形成に努めるとともに、様々な市民グループとの連携によって公園利用の促進に努めます。
- ゴミの持ち帰りを推進し、循環型社会への普及啓発に努めるとともに、園内の植物管理に伴って発生する木や枝等を園内リサイクルする等のゼロエミッションに努めます。
- 公園入口のひとつであるあじさい公園や周辺施設などとの連携、地元の人々との連携、情報の連携などを深め、公園周辺地域での世代を超えた交流などコミュニティの活性化と地域全体の魅力向上を目指します。

(エ) 維持管理方針

維持管理において留意する事項は次のとおりです。

- 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解した上で、清潔かつ正常な状態とし、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を行います。
- 利用者ニーズや社会情勢の変化を踏まえ、費用対効果を考慮しながら公園再生に取り組む維持管理を行います。
- 植物管理（樹林地、草地等管理）については、各植物の特性及び生態系に配慮した上で、適正に持続、育成するよう必要な維持管理を行います。また、公園外周部や園路・広場に接する箇所においては、法面保護、落木の恐れのある枝の除去、危険木の伐採、枯損木の処理等を適切に行います。

- 利用者や様々な団体との情報交換を図りながら維持管理業務を行います。

3-2 安全・安心な公園への方針

地震・台風・大雨などへの対応、公園施設の老朽化に起因する事故の発生を未然防止、そして、近年の社会状況を踏まえ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次のとおり対応します。

(1) 地震災害

はやま三ヶ岡山緑地は、葉山町地域防災計画で、特に避難場所等の指定を受けていませんが、大規模地震などの大規模災害発生時等には、県・葉山町・指定管理者が連携・協力して災害対応に努めます。

また、「三ヶ岡山緑地津波避難路」が県道 207 号芝崎バス停前から山頂に向けて設置されており、設置者である葉山町とともに、引き続き適切な維持管理を図っていきます。

(2) 気象災害（台風・大雨等）

台風や大雨等の自然災害への脅威の高まりなどを踏まえ、巡回点検や応急対策等のマニュアルを作成し実践します。また、県、指定管理者及び防災機関との連絡体制の構築を行い、併せて、被害軽減のための対応を行います。

(3) 公園の安全管理

園路や休憩施設などの公園施設は、専門業者による点検や公園管理者による日常点検やパトロールを定期的に行い、不具合の早期発見、早期対応を行います。その他、想定される様々な危機への的確な対応に努めます。

さらに、新型コロナウイルス等の感染症への対応など、想定される様々な危機への的確な対応に努めます。

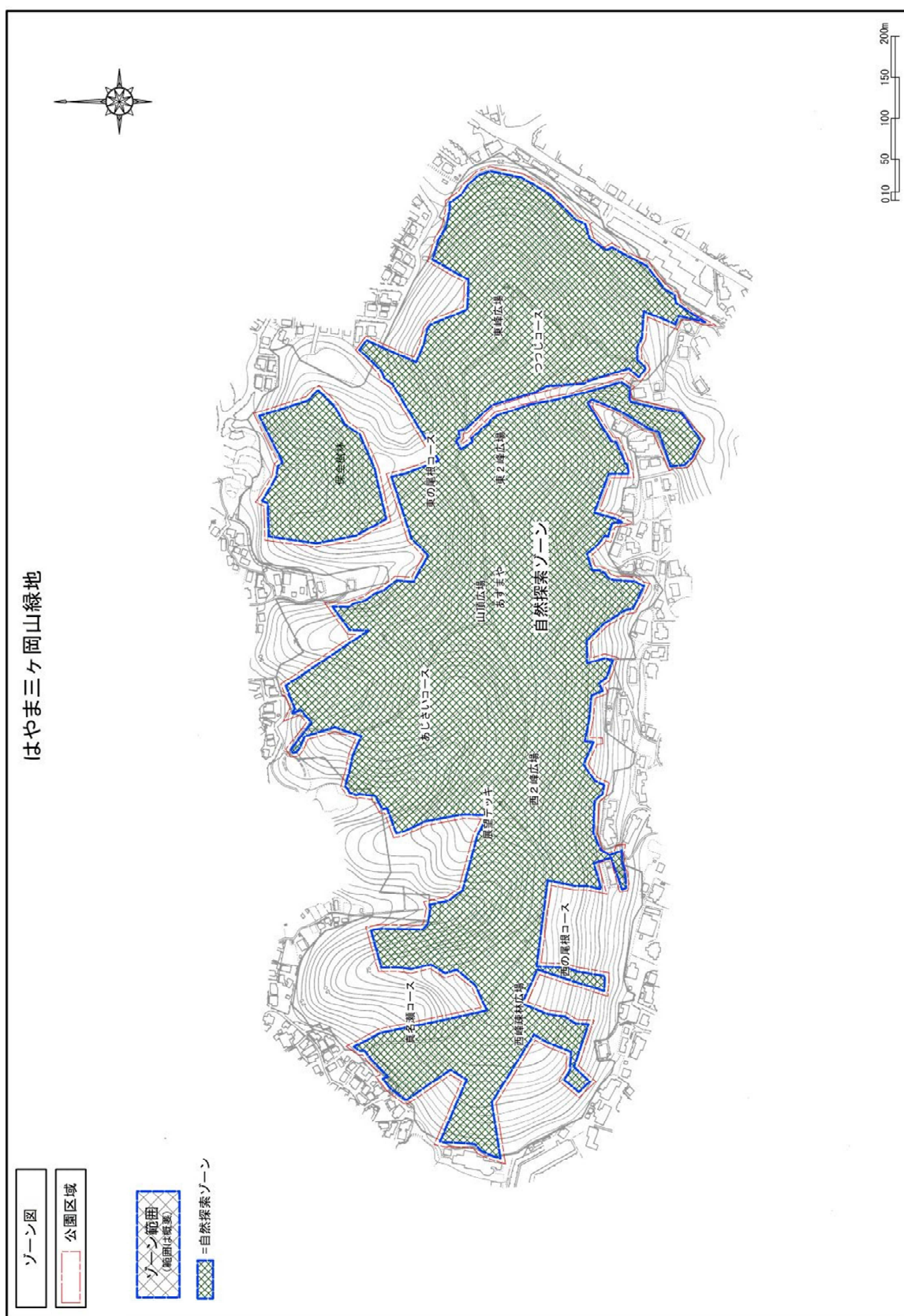
3-3 ゾーン別の方針

維持管理等を重点的・効率的に実施していくため、園内の各ゾーンの現況等も踏まえ機能・目的・自然環境等により類型化し、ゾーンごとの方針を定めます。

(1) 自然探索ゾーン

都市林の豊かな緑を保ちながら、葉山の魅力を代表する「海と山」を、ハイキングや素晴らしい眺望を楽しむことで、県民が気軽に堪能できるよう、維持管理を行います。

【はやま三ヶ岡山緑地ゾーン図】



3—4 整備の方針

公園の再整備・拡大整備・長寿命化などについては、本公園の特性・魅力に照らし、長期的な視点に立つことを基本としますが、本公園のむこう 10 年間を見据えた目標を踏まえ、10 年間の整備の方針を設定し、整備を行うものとします。

整備にあたっては、財政面での制約が厳しくなる中、民間事業者の資金・人的資源・ノウハウといった活力を、県立都市公園の整備に活かす必要があることから、様々な公民連携の活用を検討します。

(1) 整備方針

公園全体が首都圏近郊緑地特別保全地区であることから、緑地保全・管理と利用のバランスを図ることを目指しており、利用者の安全と防災に配慮した必要最小限の施設整備と豊かな自然と恵まれた眺望を生かした多様な楽しみ方の提供を整備方針とします。

○長寿命化計画に基づく施設の更新により、公園施設を安全に利用できるよう、計画的に整備します。

○計画的な法面对策や樹林地管理により、安全で良好な自然を維持します。

(2) おおむね 10 年以内に重点的に着手すべき主な施設等

次の施設等については、速やかに着手することが望ましいため、公民連携の手法を含め、主な施設等の改修や整備の着手を目指します。

名称	所在ゾーン	事業目的
木製階段	自然探索ゾーン	老朽化施設の更新等
四阿、展望デッキ改修	自然探索ゾーン	老朽化施設の更新等
法面保護施設	自然探索ゾーン	防災機能の向上
樹林地管理	自然探索ゾーン	防災機能の向上
土石流危険溪流等への防災施設	自然探索ゾーン	防災機能の向上